

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぽう

平成23年 11月25日
(2011年)
毎月3回5の日に発行
(購読料は会費を含む)

第1815号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

【関谷会長が開会あいさつ】
「地方制度調査会」「国と地方の協議の場」「地方財政」「社会保障と税の一体改革」を柱に据え、関谷博・本会長はあいさつした。地制調査委員として審議に携わっている関谷会長は、8月24日に発足した第30次調査会が現在、審議を進めている地方自治法一



部会提出議案18件・会長提出議案5件 第91回評議員会で原案どおり決定

部改正案の進捗状況を説明。臨時会の招集権、首長による専決処分の見直しなど、議会制度に関する事項については特に、地方議会を代表する立場から積極的に意見を述べ、いくつか決意を示した。(写真は左から、関谷博・本会長、黄川田徹・総務副大臣、藤末健三・参議院総務委員長)

地方交付税 増額求める

本会の第91回評議員会が11月11日、東京・都市センターホテルで開催され、各部会提出議案18本、会長提出議案5本を原案のとおり決定した。各部会提出議案は▽地方行財政▽災害▽医療福祉▽農林漁業▽建設運輸——の5区分

予算大綱案を了承 共済会が第2回理事会開く

市議会議員共済会(会長＝関谷博・下関市議会議長)は11月14日、東京・ルポール麹町で第2回理事会を開催。平成24年度の共済会収支を見通した予算大綱案について協議し、原案のとおり了承した。同大綱によると、年金などの給付に要する費用へ充当する「市負担金」は、24年度の負担率が未定。地方議員の年金制度が本年6月に廃止され



あいさつする関谷会長

て以降、経過措置としての給付に必要な費用は共済会の保有する残余の資産を除き、自治体が負担することとなっている。総務省令で毎年定める「市負担金」の率は23年度だ

に分類。区分ごとに説明を担当する議長らが登壇し、各議案の提案趣旨を力説した。会長提出議案は、5本のうち2本が喫緊の課題に向けた決議案。「地方税財源の充実強化」「東日本大震災からの復旧・復興に向けた対応」を求める内容となっている。地方税財源に関する決議では、社会保障関係費の自然増などにより、増嵩する地方の財政需要について指摘。平成24年度地方財政計画への確に財政需要を反映させ、地方交付税の増額による地方一般財源総

額確保などを求めている。決定された議案は各委員会へ付託され、要望書として取りまとめたのち、要請活動を展開することとなる。このほか評議員会では、各委員会委員長らによる活動報告が行われ、所管事項に対する現状や活動の成果を説明した。

なお、当日は黄川田徹・総務副大臣、藤末健三・参議院総務委員長を来賓に迎え、祝辞を賜った。また、国会の都合で出席がなわなかった原口博・衆議院総務委員長のメッセージが披露された。

と現職議員の標準報酬総額の102.9%。24年度の率は現在、総務省が精査している。経過措置による給付の対象は、制度廃止時に現職議員である者(在職12年以上)。「退職年金」「退職一時金」いずれかを選べる。既に年金を受給している者は廃止前の制度による給付が継続される。

陶山憲秀氏(朝霞市議会議長)

11月7日逝去、67歳。葬儀は11月15日、朝霞市内で執り行われた。喪主は長男の憲雅さん。



逢坂誠二・民主党副幹事長(上写真)、衛藤征士郎・衆議院副議長(下写真)に面談し要請



建設促進を決議 料金制度も提起

高速協の理事会

全国高速自動車道市議会協議会(会長 妻鹿常男・高松市議会議長)は11月10日、東京・都市センターホテルで理事会を開催し、要望を取りまとめた。また、理事会終了後には、会議で決定した要望項目の実現を図るため、関係各方面に向けて要請活動を展開した。

高速料金一律化求める

理事会では、高速道路の建設促進に関する要望を原案のとおり決定。合わせて料金制度や利便性向上などの要望項目を盛り込んだ。
料金制度については、国交相の諮問機関である「高速道路のあり方検討有識者委員会」が、料金設定を全国一律にすべきとする方向へ舵を切



妻鹿・高速協会長

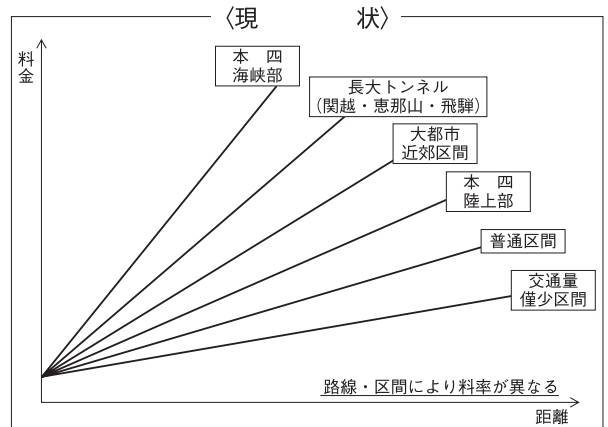
ろうとしている。有識者委員会では、高速道路料金の格差が大きい点に着目。高速自動車道普通区間はあたり24・6円に対し、最も高い本州四国連絡高速道路海峽部はあたり252・72円。実に10・3倍もの開きがある。
有識者委員会の認識は「本州四国連絡高速道路等を含め

関係者に面談し要請

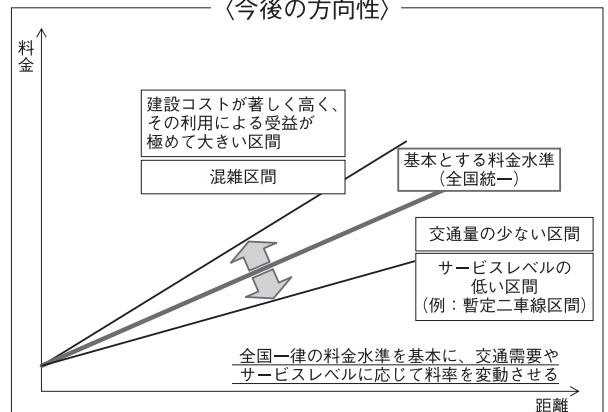
理事会で決定した要望項目の実現に向け、高速協は関係方面へ要請活動を展開した。
当日は、逢坂誠二・民主党副幹事長、衛藤征士郎・衆議院副議長、菊川滋・国土交通省道路局長らと面談。高速道路を取り巻く現在の状況について説明し、要望項目の実現に向け協力を申し入れた。逢

坂氏は、高速協の主張に理解を示した。
要請活動参加市は、次のとおり。
▽高松市(会長)▽函館市(副会長)▽八幡平市(同)▽氷見市(同)▽彦根市(同)▽鳴門市(同)▽名寄市(監事)▽安芸高田市(同)――の8市。

料金の基本的考え方



〈今後の方向性〉



理事会のもよう

全国一律とすること」を主張する高速協の要望と方向性が

同じであり、歓迎すべき現状といえる。高速協としては、

現在の有識者委員会の議論を後押し、同委がまとめる報告書へ反映させたいところ。

民主党政権は、平成21年に公表したマニフェストの中で「高速道路の無料化」を掲げていた。割引率を順次拡大する社会実験などを実施し、実験の影響を確認しながら高速道路の無料化を進めていく方針であった。しかし、有識者委員会が打ち出そうとしている方針は、従前の民主党の主張とは対極に位置する。民主党政権は政策の転換期を迎えているといえる。

【具体的な費用負担額】

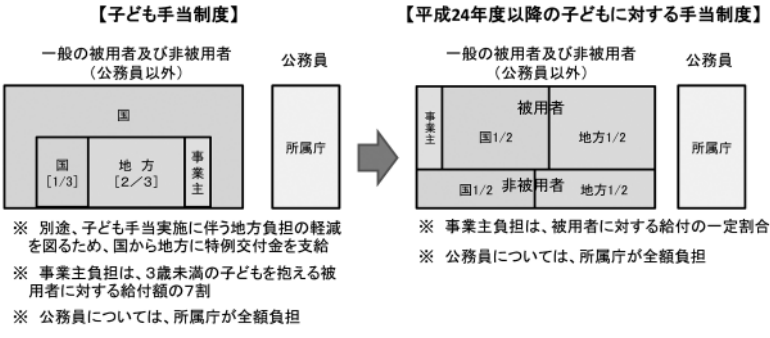
- 公務員以外については、制度全体を通じ、国と地方の負担割合を1:1とする。
※ 事業主負担は、被用者に対する給付の一定割合
- 公務員については、従前通り、全額所属庁負担とする。

【見直し後のH24所要額】

- ・国 : 107百億円程度
- ・地方 : 98百億円程度 → 見直し前と比べて44百億円増 ← 地方増収分(5,050億円)を充当
- ・事業主 : 17百億円程度

※ 事業主負担は、別途事業主団体との調整が必要であるため、平成24年度概算要求ベースの数字を仮置きしている。
※ 3党合意では、所得制限超世帯に対して税制上又は財政上の措置を講じることとされているが、具体的な措置の内容が決まっていないため、上記の数字は、所得制限に一定の仮定を置いた上で、所得制限超の世帯に対して財政上の措置を講じない場合の数字を記載している。仮に、財政上の措置を講じる場合には、それに応じた追加負担が考えられる。

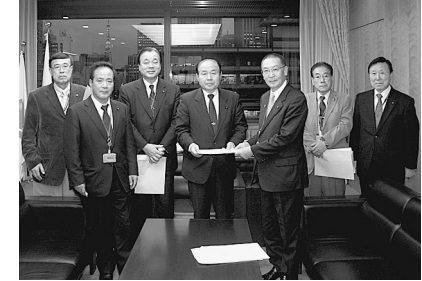
子どもに対する手当制度における費用負担の見直し案のイメージ



公営交通議長会が役員会開催 地域公共交通の維持に力を



阿久津幸彦・民主党総括副幹事長(上)、福田昭夫・総務大臣政務官(下)に面談し要請



全国公営交通事業都市議長会(会長 林干城・松江市議会議長)は11月10日、東京・都市センターホテルで正副会長・監事・相談役会議を開催。自治体が担っているバス事業、路面電車事業に関し、要望を取りまとめた。

経営状況が厳しい公営交通事業。中でもバス事業については、規制緩和による競争原

「子どもに対する手当」を巡り

社文委が要請活動実施

社会文教委員会(会長 小林佐敏・諏訪市議会議長)は11月15日、東京・弘済会館で第142回委員会を開き、要望を決定した。

要望項目は医師不足・偏在対策や公立病院への財政支援、雇用対策など多岐にわたる。特に「子どもに対する手当」については、「年少扶養控除等の廃止等に伴う住民税の増収分は、地方の裁量と創意工夫により使われるべき地方自治体の自主財源であり、子どもに対する手当の財源として一方的に充当しないこと」が盛り込まれた。

この要望は、厚生労働省が発表した平成24年度からの「子どもに対する手当」制度における費用負担案に対応するもの。23年度の子どもの手当では、旧児童手当分の国と地方の費用割合(国1/3・地方2/3)を残し、地方負担は5400億円にのぼっていた。公表された案では、国と地方の費用負担割合を1対1とし、地方へ9800億円の負担を要求。23年度と比べ4400億円増と、ほぼ2倍近くの費用負担を強制的にしている。財源は、年少扶養控除による住民税の増収分505

理の導入により、路面バスの参入・撤退が自由化。バス路線の廃止が急増している。地域交通体系の崩壊が懸念されている事態を打開し、特に交通弱者の足を維持するため、要望には▽地域公共交通の維持に向けた国庫補助制度の充実▽経営基盤強化のための地方交付税による財政措置の充実――などが盛り込まれた。

会議終了後、林会長ら会議出席者は、阿久津幸彦・民主党総括副幹事長、福田昭夫・総務大臣政務官に対し要望実現へ協力を申し入れた。

当日は、総務省自治財政局の笠井敦・公営企業経営室長、国土交通省自動車局旅客課の寺内博昭・バス産業活性化対策室課長補佐が、所管事項を説明した。

0億円を充当することとされている。

しかし本来、住民税の増収分は、地方の裁量で使える自主財源。今回の案では5050億円のうち4400億円の使い道を国が義務付けるため、地方の裁量が発揮できない。しかも地方負担は、22年度限りの暫定措置であったに

もかかわらず、23年度も地方へ負担を強いた。24年度より地方負担がさらに倍増する今回の案は、地方にとって到底受け入れられるものではない。今後、国と地方の協議の場の分科会などを積極的に活用し、地方の意見を十分に踏まえ、政策の合意形成を図ることが求められる。



なお、子どもに対する手当については、第141回委員会に引き続き全額国庫負担化などを要望している。

会議終了後、これらの要望実現に向け、小林委員長、戸谷隆史・副委員長(大和高田市)、溝口誠一・副委員長(小山市)は高井美穂・民主党副幹事長ら関係各方面へ要請活動を展開した。

高井美穂・民主党副幹事長(左から2人目)に要望

地方六団体提出資料

社会保障と税の一体改革について (意見)

政府は、社会保障と税の一体改革に当たり、以下の観点からの検討を深め、成案を得よう、地方六団体として意見を提出する。

1 国と地方の社会保障サービスは一体であることを認識すべき

地方は年金以外の社会保障サービス全般を担い、それぞれの住民のすべてのライフステージを通じて継続的かつ包括的な社会保障サービスを提供している。全体の社会保障は、国と単独事業も含めた地方の社会保障サービスが一体として支えており、地方の社会保障サービスなくして社会保障制度は機能しない。

高齢者三経費(基礎年金、高齢者医療、介護保険)とこれに制度化された少子化対策経費等を加えたいわゆる社会保障四経費に対象を限定するべきではなく、社会保障サービスを地域の実情に応じて一体的に提供していく必要があるという現実を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障全体をとらえた議論が必要であること。

2 地方分権による社会保障サービスの総合化及び効果的に行う体制を確立すべき

地方自治体は、社会保障制度運営の中核として住民と直接向き合い、医療・介護・福祉の地域包括ケア、就労・生活一体支援及び保育や子育て支援等、総合的な社会保障の実現に力を注いできた。

こうした住民本位の社会保障サービスを効果的に、また地域の実情に応じて柔軟かつ持続的に提供するため、地方自治体の裁量を拡大し、ワンストップ化をさらに進めるなど制度の改善を図るべきである。その際には、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し、出先機関改革などの具体案を盛り込むこと。

3 地方の社会保障財源を安定的に確保すべき

地方の社会保障財源については、平成21年度税制改正法附則104条3項7号において、「地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」と明記されている。

この道筋に従い、地方単独事業を含めた社会保障全体の経費についての試算を行った上で、国・地方の社会保障全体におけるそれぞれの役割分担に応じて、偏在性の小さい地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充など安定的な財源確保を図ること。

なお、現行の地方消費税の税率や消費税に係る交付税率は、料飲税や電気税などの地方税の廃止や所得税減税等による交付税の減収を踏まえ、その水準が決定された経緯に留意すること。

4 分科会の設置による実質的な協議を開始すべき

国と地方の協議の場が法定化されたことを踏まえ、地方が重要な役割を担う社会保障サービスの各分野の制度設計にあたっては、地方の意見を的確に反映し、国・地方の適切な財源配分を含め、効果的な制度となるよう、法に基づく分科会を設置し、速やかに検討を開始すること。

平成23年6月13日

地方六団体

- 全国知事会会長 山田 啓二
全国都道府県議会議長会会長代理 高嶺 善伸夫
全国市長会会長 森 民夫
全国市議会議長会会長 五本 幸正
全国町村会会長 藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長職務執行者 中崎 和久

地方単独事業 (平成22年度決算) 調査結果

(単位:億円)

Table with 4 columns: 項目, 地方負担, 都道府県, 市区町村. Rows include 総合福祉, 医療, 介護・高齢者福祉, etc.

- 注1 金額は一般財源ベースである。
注2 調査対象団体は、全都道府県及び被災三県の特定被災地方公共団体(95市町村)を除く全市町村・特別区である。
注3 調査対象外団体分(95市町村分)は、人口比(3.81%)に応じて機械的に算出し、計上している。
注4 乳幼児医療費助成(義務教育就学後分)、敬老祝金等敬老事業、職員分の子ども手当、本庁人件費、投資的経費、貸付金・積立金、公害関係、環境衛生関係、災害救助関係、厚生労働省が集計・公表している「社会保障給付費」(平成22年度予算)に計上されている事業は除外。
注5 本調査結果は、平成22年度決算統計の民生費(災害救助費を除く。)、衛生費(清掃費を除く。)、労働費、教育費のうち、地方公共団体から、上記の項目に該当するものとして報告があった金額を、総務省において集計したものである。

地方単独の結果公表

社会保障で総務省まとめる

総務省は11月11日、「社会保障の地方単独事業に関する調査結果」を公表した。この調査に掲げられた金額は、社会保障・税一体改革による消費税率の引き上げ分5%に対し、地方へ配分すべき率を決定するうえで基礎となるデータ。結果によると、地方負担の総額は6兆2210億円。

今回調査の端緒となった場が、6月13日に開かれた法定化後初となる「国と地方の協議の場」。消費税率の引き上げ分5%の配分を巡り、国側と地方側の代表が激しく議論を闘わせた場であった。政府案では当初、消費税の引き上げ分5%の配分について

地方六団体は協議の場で「国と地方の社会保障サービスは一体であることを認識すべき」などを内容とする意見書Ⅱ左掲Ⅱを提出。地方単独事業を含めた社会保障の全体をとらえ、議論する必要があると主張した。

地方側の猛反発もあり6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部が決定した「社会保障・税一体改革成案」には「社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像を

消費税率の増収分は、基礎年金、後期高齢者医療、介護の「高齢者3経費」への充当と合わせ、制度として確立された▽年金▽医療▽介護に「少子化」を加えた「社会保障4経費」にも充当分野が拡充されている。今回の総務省調査を発射台とし、消費税増収分を適切に地方へ配分するよう、本会では求めていく。